
◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

◎日程第2 議案第50号平成25年度浜中町一般会計補正予算（第3号）

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第50号の質疑を続行します。

1 番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 数点お聞きしたいと思います。まず23ページ、基幹統計に要する経費の漁業センサスだと思うのですけれども、この臨時職員25万9,000円、1名ということですが業務内容それと期間ですか。それと関連して、この調査というのは多分、国で農水でやる5年毎の調査だと思うのですけれども、これの目的と概要等を簡単に説明いただければと思います。

それと27ページ、これは歯科診療所の玄関ガラスとありますが、これは破損したのかなと思っているのですけれども、破損したのであれば、けが人が居なかったのかなと思いつつ、どういう理由でこれが出ているのか確認したいと思います。

それと同じく27ページ、これは焼却炉ですね。これに関して、6月議会で解体費用はおおよそ5,800万円くらい掛かるよという答弁をいただいているのですけれども、今回検査した結果、濃度の高い地点が2点ぐらいあったということで、再調査ということになっております。これによって解体費用に影響が出てくるのか来ないのか。また、この解体するに当たって国等の補助というのは見込めるのか、見込めないのか。そこら

辺をお聞きしておきます。

それと29ページです。29ページの農業基盤整備、2事業が需用費増ということでありますけれども、これ増額になった訳を教えてくださいと思います。それと同じく29ページ、これシカ防止の柵ですけれど、昨日の説明を聞いておりますと、ネットを張ってということだったのですけれども、前回、仲の浜地区で電気柵でシカの効果は結構確認されているのだと思います。それから見ると高いかなと思う。安価な電気柵という考えはあったのかなかったのかを、お聞きしたいと思います。以上。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 1点目の基幹統計調査に要する経費の中の、漁業センサスの関係についてお答えいたします。

まず臨時職員の賃金については、現在、総務の一般財源で雇用している臨時職員の賃金をこれに充当するというので、35日分の計上をしております。漁業センサスでございまして、これにつきましては国からの委託事業でございまして、5年に一回漁業経営の状況、要するに水揚げとか経費とか標準的な漁業者の経営状況等について調査をしていくということの調査でございます。この度、予算で結構減額にはなっておりますけれども、5年に一回ということで、当初予算多少過剰に計上されたと思っておりますけれども、この度の交付金で226万4,000円が国の方から交付されてくると、この中で臨時職員の賃金とか、調査員の報酬、それらを支払っていくというようなことでございます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 27ページ、浜中歯科診療所に要する経費の玄関フードのガラスの修繕料についてのご質問にお答えします。破損した理由でありますけれども、多分ですけれども、いつかの地震によって破損したと思われるのですけれども、最近になって診療所の職員から気が付いたということで連絡がありました。破損した大きさですけれども、30センチ四方のところ横にひび割れた状態で、バラバラになった訳ではなくて、まだひび割れている状態ですので、けが人等はありませんでした。今回それが何らかの理由によって、けが人が出るようなことがあっては困るということで、早急に修理したいということで、今回の補正となりました。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 27ページの旧じん芥焼却炉解体撤去工事にかかわるご質

問にお答えいたします。

まず、ダイオキシンの検査結果によって、解体費用に影響があるのかないのかというご質問でございますけれども、昨日もお答えしたように2カ所から3,000ピコグラムを超える量のダイオキシンが出たということで、道内において、この3,000ピコグラムを超える量の処理施設は無いということで、本州に運ばなければならないということが出て参りましたので、その分影響はあるのかなと思います。

それから解体費用にかかわって、国、道補助はあるのかということでございますけれども、これはございません。そういうことで、たまたま過疎債の対象なるということでそちらの方で対応していただくようになっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 29ページの、まず1点目の農業基盤整備の、この度の増額の件についてでありますけれども、道営草地整備事業の改良負担金、これは浜中西部地区の部分ですが、この部分につきましては、平成26年に草地改良整備予定のところの前倒し分ということで、その分の道費がつかましたので、その件の5件分が今回追加で前倒しで計上しているという事になります。

それから、茶内第3地区の一般農道整備事業負担金につきましては、この部分につきましては、早期完了に向けて以前から要望していた部分で25年が入りましたから、追加分で事業費が認められた部分3,100万円ですけれども、その分につきましては今回、追加で道費の方が付いたことによる350メートルの改良分として、計上させていただいているところであります。

それから、もう1点のエゾシカの侵入防止柵の設置の関係ですけれども、このことにつきましては、当然、電気柵ということも検討はしたところですが、昨日も一部述べましたけれども、元の学校林ということで、学校それから保育所それから隣接して集会施設等があるところでもありますので電気柵ですと、子どもですとか児童、それから地域住民の色々な活動の部分で、非常に近隣に隣接しているということもありまして、そういった安全部分も考慮したという事と、積雪なんかすると通電のところでは電気が通らなくて、その際にシカが侵入してしまうというようなことも考えられますので、冬期間も通年で防止していかなければならないということも考慮して、今回のネットによる柵ということで選定させていただいたというところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） ただいまのシカに関しては理解できました。それと同じく第3地区の農道等に関しても、要は極力早く終わらせる為に前倒しして予算をつけたという事で、是非その方向で進んでいただきたいと思います。

それと玄関ガラス、これもただひび割れが大きくなってきたのに、よく今まで分らなかったですね。地震というと確か3月位の大きな地震があったかなという記憶があるのですけれども、ケガがなくて良かったと思います。

それで漁業センサス、課長から大変簡単に説明をいただきまして、ただこの中身に、例えば統計取中には就業人口の推移等も含まれているのかなと思います。それを、踏まえて、これをこの臨時職員の方が多分アンケート用紙が送られて、アンケートだと思うのですが、それを集約する業務かなと思って理解しているのですが、それを集約したものを当然、国、農水にその結果報告をなさるのでしょうけれども、それだけではなく、その得た結果を、この町の水産行政に生かすために例えば、5年後にはどうやってもこのくらいは戸数が減ってしまうなとかという試算がなされた上で、今後の生産業者のあり方、漁協との協議も当然なされなきゃないでしょうし、そこら辺の考え方というのはあるのかなのか。このデータを基に、今後の水産行政のあり方を考えていく資料になるのかならないのか。

それとダイオキシンですけれども、まずその補助の方向はという意図も明瞭に答えられたのですが、多分この資料、ネットで見たのですが、古いのかなとは思いますが、廃棄物焼却炉の解体工事の進め方という欄がありまして、国庫補助事業の仕組みというものがございまして、これを見ますと、解体工事後の跡地、ここを例えば簡単な施設で良いのですが、ストックヤードにするとか、そういう跡地利用も計画の中に入れて停止することによって、事業費の4分の1が補助の対象になるという記載のページがございまして、ここら辺はどうなのかなと思ひまして。それと当然、解体した後、解体する前に勿論濃度測定はしますけど、当然解体したあとその敷地、その周辺等も、当然もう一度測定検査をしなければいけないのかなと思うのですが、ここら辺の費用というのは、およそどのくらいかかるのかなと思います。まず、それをお聞きします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 大変申し訳ございませんけれども、漁業センサスの細かな調査費用の中身の資料、ちょっと手持ちにはなくて詳細にはご回答出来ないのです

けれども、これはあくまでも5年に一度の国の基幹統計ということで、ある程度の漁業者の減、あるいは経営状態がどういうふうになっているか、就業者がどうなってるかという、そういう5年に一度の数字的なものは、ある程度の把握は出来ますけれども、実際、浜中漁協あるいは散布漁協の毎年度の決算等を見ると、漁業者がどういうふうに減ってきているのか、経営状況もどうなっているのかというのは、ある程度のそういう把握もできますので、直接的にこの漁業センサスを活用して、将来の浜中町の水産業のあり方をどうして行くのかということに、直接的に余り利用されていないのが実態でございます。やはり地域、地域で漁業形態もそうとう変わりますので、この国の基幹統計そのものが実際に浜中の漁業に合致するのと言ったら、またちょっと疑問もありますけれども、それを活用して将来の漁業どうのこうのというのは、余り活用はされて無いと思います。実態がどういう傾向にあるのかという程度の調査になろうかと思えます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 旧じん芥焼却場の解体にかかわってのご質問にお答えいたします。国の補助の関係でございますけれども、議員おっしゃったように跡地利用の計画がある場合につきましては、そういう補助はございますけれども、今のところ浜中町としては、跡地利用の計画ございませんので、それで補助対象にはならないということでございます。それと解体後の土地のダイオキシンの再検査という事でございますけれども、私ちょっと勉強不足で申し訳ありませんけれども、解体後にもう一度土地の検査をしなければならないのかどうか承知しておりませんが、検査をしなければならないということになりますと、6月の議会で予算計上させていただいた時に、施設内の希釈物、それと周辺の土壌検査をしております。その時の土壌検査5カ所した時の経費でお答えすれば税込で77万5,000円くらい、5カ所やるとしたら経費的にはそのくらいかかるものと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 漁業センサスですね。僕も詳しく調べた訳でないです。アンケート用紙を見ますと、かなり細かな部分まで、例えば漁家で就業者が何人居て、実際に漁業に携わっている15歳以上の方が何人居るか。あるいは外部から要するに他所の人を雇い入れているのは何名かとか、かなり細かな数字まで集まるようなアンケートに見えました。それを単に集約してポンとやるのではなく、それを基にある程度、今浜中が

置かれている水産業の就業者の実態ですか、そういうものがある程度見えてくるのかなと思ったのでご質問いたしました。その集約されたものというのは、担当課長なり把握はされているのか。それとも、そのままこういう結果ですと国に送付してしまうものなのか。そこら辺1点だけ確認させていただきます。

それと跡地利用があれば補助の仕組みがあるという課長の答弁でしたけれども、勿論当然、御存じだったんだろうと思います。ただ、この場合は、その跡地利用は考えていないので当然、補助の仕組みはないという答弁だったと思うのですけれども、どうなんでしょう。あそこは要は解体した後、更地にしておくんですよという方向なのか、それとも現在、今リサイクルセンターの方にあるストックヤードですか、未舗装の場所をこっち側に舗装された場所に移す等の考えがあれば、この補助の対象にもなるのかなと思いつつ、果たしてそれをやることによって、実際町が負担する経費が、どちらが多くなるんだという話なんだろうけれども、そこら辺の試算もしてみる必要もあるのかなと思いつつ、答弁いただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 漁業センサスの関係でございますけれども当然、調査票を国に送って、国は各市町村に統計書として市町村の方に帰って来ます。当然、担当課長としては、それらも通常の業務の参考として仕事はしていると、私は認識しておりますし、先ほどもお話ししましたけれども、漁業の就業者の実態というのは、ある程度両漁業協同組合の事業計画書、あるいは決算書を見ると大まかな数字は確認できます。

ただ、何人雇用しているかという雇用形態とか、そういうのは各漁業協同組合では、中々把握はできませんけれども、浜中町に住んでいる人の就業者の実態なんかは、両漁協の報告書等で十分把握出来ていますし、漁家戸数あるいはある程度の経営状況等についても、それらは参考に出来ていますので、その中で今後の漁業の経営のあり方、将来像等については、当然この国の基幹統計であります漁業センサスも参考にしながら、事務を進めていくというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思つた。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） じん介焼却場の解体に伴ってのストックヤードとしての考え方がないのかということでございましたけれども、今のところリサイクルセンターの方のストックヤードで大丈夫だという事で、更にごみの減量化にも取り組んでいるところでございますので、そういうストックヤードを広げるという考えは、今のところもつ

てございませんので、その辺でご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） それでは2点程確認をさせていただきます。

1点目の27ページ、環境政策に要する経費の太陽光ですね80万円、当初が100万円でありましたので5件分相当だと思いますけれども、今回予算不足で4施設分という事で、こういう認識で良いのかどうか。その辺もお知らせいただきたいと思います。

もう一点は29ページの餌料保管施設の更新事業、浜中漁協分ということでした。この辺、ちょっと詳しく説明をいただければと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 27ページの、環境政策に要する経費の住宅用太陽光発電システムの設置にかかわるご質問にお答えさせていただきます。当初予算で一戸辺り20万円の5件程度ということで、100万円の予算計上をさせていただいておりましたが、9月10日現在、既に10件の方からの申請がございます。10件で161万4,000円の要望が来ております。実は、この補正予算をお願いした当時は、4件程度まだ大丈夫だろうという見込みできたのですけれども、つい最近駆け込み需要がございまして、今回全部で180万円ですけれども、この補正をお願いしても、もう既に1件の余裕しかないということで、このまま行くとまた12月にも補正をお願いしなければならないような、担当としては、こういう太陽光発電再生可能エネルギーに対する地域住民のご理解をいただいているということで、大変喜ばしいことだなと考えております。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） 餌料保管庫の関係でご回答いたします。この事業につきましては、当初予算では町の単独分の予算計上ということで250万円見ておりました。

この度、道の地域づくり総合交付金が内定いたしまして、総事業費の1,050万円の2分の1以内ということで、370万円が交付決定になっております。これを事業費から差し引きまして、補助残の25%を町の補助170万円といたしまして、トータルで540万円で、当初予算の250万円を差し引きまして290万円の増額となっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 餌料保管庫の関係は分かりました。太陽光の関係でありますけれども、今課長が言われたとおり駆け込みがあったんだということで、1基当たりの20

万円というのは5キロですけね。5キロワットで20万円以内ということですので、来年の消費税アップが影響しているのでしょうか。最近、近所でも立っております。これからは駆け込み需要があるかも分かりません。全体の予算は決まっていないですよ。一件20万円以内ということで。これからはどれくらいまで分かりませんが、膨らまして行けるのかどうなのか。考えがあれば最後お聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 現在、補正をお願いしても、まだ1件程度の余有しかないということで、今後もある程度の需要は見込めるだろうなど。町としては、こういう再生可能エネルギーの推進をしている以上、要望があれば引き続き補正をしながら対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 19ページの歳入の特定防衛施設周辺整備調整交付金に関連する質問ですが、10番議員が昨日質問ありましたが、若干分からないところがあるので、伺いたいと思うのですけれども、この誤射の原因究明の謝罪をされたということですが、原因究明の後に再開をされています。これはいつ再開をされたのか。

それから演習を再開する時に防衛庁と、それから防衛施設庁と副知事と来られて、周辺の4首長に会ってお話をされて、その後、演習再開が行われたと。演習再開を認めた理由はどのようにされていますか。それから首長の態度というのは、地域住民の命を守る点では極めて重要な位置を占めると思うのですが、その点では、住民に対してどのように内容を明らかにされましたか。まずお答え願いたいと思います。

それから27ページの、その他清掃に要する経費、これはダイオキシンの関係ですが、これもこの3,000ピコグラムですかね。それを超えるということは人体にどういった影響があるのか。それなりの理由があって3,000ピコグラムを超えれば、追加検査をなさうということになっているのだらうと思いますけれども、その点はどういったふうにご理解したらよろしいでしょうか。

それから、3,000ピコグラムを超える廃棄物を処理するところは道内にはないと。道外に持って行かなければならないということですが、これは6,600だとか、6,400ピコグラムというのは倍以上ですが、これは実際にそれを撤去した後、そこにどのぐらいのダイオキシンが残留するものなのか。それは、多分調べなければならぬと思いますけれども、酪農地帯にある一角ですから、相当やっぱりきちんとした対応しな

きやいけないかなというふうに素人では思うのですが、その点はどういうふうに押さえられておりますか。

それから、33～35ページ、これは姉別南小中学校の閉校に伴う問題ですが、小学校・中学校経費別に上計され補正されております。それで閉校事業補助の内容というのは、どういう内容に補助として出されるのか。例えば、今まで閉校された学校沢山あるのですが、大体閉校事業というのは、どのくらいかかっているのでしょうか。それに対する補助これは一般財源から持ち出すということになっているのですが、どのくらいの基準で持ち出しの額が決められるのか。生徒数なのか、それとも閉校事業の内容なのかどうなのか。姉別南中学校の場合は学用品購入となっているのですが、これはどういう内容なのか。お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 最初に米海兵隊の矢臼別演習場での場外着弾事故にかかわってで、再開の関係でございますけれども、再開は6月14日の午後に訓練が再開されております。たまたまこの6月14日につきましては、大変失礼しました。再開は6月15日の午後です。6月14日に防衛省の方から近々再開をしたいという連絡は受けていました。6月15日午前に関係4町の協議会が別海町で開催をされております。この中で、道及び関係4町の首長さん方が、この件に関して色々と議論をされてきたところであります。後ほど町長の方からもお答えがあるかと思っておりますけれども、私はこの協議会の監事会の一員になります。監事会は4町の首長さんで構成されておまして、その下部に各担当課長の組織で幹事会というのが構成されておまして、幹事会の中で事故が起きて防衛省は、米海兵隊さんが色々と原因究明と再発防止の対策を講じたところ、そういう事から14日でございますけれども、訓練を再開したいという通知がございまして、これを受けて4町の連絡会議が開催をされて、別海町で議論をしたところでもあります。

事故が発生した後、当町の対策会議を設けていますので、この中で特に農家、各酪農振興会長さん、自治会さんのところに文章を持って事故の経過報告等々はさせていただいております。その後、防衛省からいわゆる関連4町が緊急要望した回答が来てから、また、各振興会長さん地域の方々にはこういう形になりましたと、こういう回答が来ていましたということのお知らせはしなければならないと考えておりますけれども、現在、その回答について、受けた関連協議会で中身を検討している最中でありまして、

先般9月4日にも監事会で検討会が開催され、たまたま9月各町村議会の月というこ

とで、10月に2回目の幹事会が開催される予定となっております。その中で、一定程度の回答に対する見解がまとまれば、正式に4町会議が開催されて回答に対する協議会としての対応がなされるものというふうに、今のところは理解しているところであります。再開した訳というのは、防衛省からの原因究明と再発防止を講じたということで、いわば文章一本での再開でございました。住民に対しての説明は今申し上げたとおりで、回答を受けた4町協議会の見解がまとまれば、改めて本町の酪農振興会あるいは自治会長さんに結果を報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 27ページの旧じん介焼却場解体撤去工事にかかわってのご質問にお答えいたします。最初にダイオキシンが3,000ピコグラムを超えると人体にどのような影響があるのかというご質問でございますけれども、それにつきましては、私どもちょっと承知しておりませんので、ここではご回答できませんけれども、まず、この3,000ピコグラムというのが、何故3,000ピコグラムを超えると再調査しなきゃならないのかということでございますけれども、一応この数値によってレベル1からレベル3までございまして3,000ピコグラム以下でございますと、レベル1ということで最低レベル。それから3,000ピコグラムから4,000ピコグラム未満がレベル2。4,000ピコグラム以上がレベル3ということで、それぞれのレベルに合わせた作業員の保護具の選定だとか、作業方法が昨日もお答えしましたけれども、廃棄物焼却施設内作業における、ダイオキシンに曝露防止対策要綱これにうたっております。

そういうことで3,000ピコグラム以上になった場合には、もう一度検査しなさいというふうになっているのかと思います。それと撤去した後の再検査でございますけれども、先ほど私ちょっと承知していないということで、1番議員さんのご質問に回答した訳でございますけれども、この工事の流れの中で解体作業後に、もう一度敷地境界の環境調査をするということになっておりますので、今後、工事費に入れさせてもらうか、また町で委託するかは別として、また解体後に調査するというようになってございます。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 33ページの負担金及び補助金の50万円についての質問

にお答えを申し上げます。教育委員会と致しましては、閉校事業補助に関する明確な生徒割とか、学校割、人数割とかという規定は設けておりません。最近の閉校に関する事業補助につきましては、小学校ということで30万円を基準に補助負担金を出しております。あと最近の閉校にかかわる事業予算についてお答えを申し上げます。学校名は伏してA校、B校という形でお答えを申し上げます。A校につきましては、年間収入の部で120万円、B校100万円、C校178万4,000円、D校250万円の事業予算となっております。

2点目の学用品補助の内容について、この学用品補助につきましては、統合による中学校の生徒5名分の制服等購入にかかる補助の予算計上であります。内容につきましては、女子生徒1名分の制服が現校から統合先の学校に変わるに当たりまして、統合先の学校がブレザーの女子生徒の制服ということでの部分です。あと額用品等の補助でありますけども、これは中学生生徒5名分で統合先の学校が、学校としてジャージ等の指定がありますジャージ、ハーフパンツ、シューズ、カバン等が学校指定の部分がありますので、この分であります。教育委員会としては、統合に当たって統合による生徒も、統合先の生徒と同じ環境で学校生活が送れるように、予算計上したものでありますので、ご理解を願います。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 海兵隊の関係ですが、あとで町長がその理由については同じですが、私の質問に関してあとでしていただければいいと思いますが、いずれにしましても、このほかに二回に亘って火災を起こしたそういう経緯もあるんですね。今回は極めて、それより深刻な事態だと思うのです。国有地とはいいいながら牧草地ですね。そこに誤爆していると、そういう事件ということになりますと、その住民の生命にかかわる問題だと思いますし、しかも防衛庁だとか、あるいは副知事も来られて何とか再開を頼むということのようですが、6月11日に起きた事故ですが14日には再開されるということで極めて短い期間で再開される。これは沖縄の事故を見てもそうですが、ヘリコプターが落ちて火災が起きたと、民有林の火災が起きたと、日本の警察がそこに入り込めないのです。調査も出来ないという事態ですが、今回の場合は事故に対する調査をされたのかどうなのか、これが第1点。それから4町の首長のパターン、副知事や防衛庁の職員が来て何とか了承してくれという事で、再開を了承したということになると思いますが、今さっきのお話だと幹事会では、もっと時間をかけてこれを精査しているんだ

というお話、4町の首長意見が違うのか、それともそういうことをやられたら困るんだということで、一致しているのかどうなのか。これは再開をさせない為には4町の首長が、まず私たちが了承できないという事が一致すれば、再開出来ないと思うのですが、そうではない状況があるのかどうか。その辺りを明確にさせていただきたいと思います。

それから、ダイオキシンの関係ですが3,000ピコグラム、これは作業員のレベルで説明があったのですが、人体への影響作業員ではなくて、そこに住む住民に風下に居る住民に風下にある牧草地、色んな問題があるのです。それで私はお聞きしたのですが、6,600から6,400ピコグラムというのは、鳥が死ぬ値が6,600というふうにこの間ピコグラムと聞いたのですが、バクフィルターのところは6,400と。

そうすると閉鎖した時の多分値が分かると思うのですが、これはいくらだったのですか。それで何年か経って、現在この数値ですが、この数値は閉鎖時の数値と低くなっているのか、逆に高くなっているのか。その辺り分かればお知らせ願いたいと思います。これは解体の時の費用が、この数値によって大きく変わる可能性というのは十分あると思いますし、処理をする廃棄物この処理も、かなり処理量で違うのではないかと思います。その辺りは検討されているか。あるいは一応考えの中であって、このくらいの数字になるのではないかとお考えなのか。お知らせ願いたいと思います。

姉別南校の閉校の問題ですが、それぞれの学校の閉校行事では、住民の人数だとか色々な点で金額でもかなりの大きな差があるようであります。それに対する町としての一般財源からの補助というのは、大体小学校で30万円くらいだろうという事ですが、大まかな基準が規定はないので、大体そういうことだというお話ですが、生徒数だとか、あるいはその住民の数のことも勘案しながら、ずっと従来そういう形で来たのかどうか。その辺が分かればお聞かせ願いたいと思います。それから学用品だとか、制服だとか、ジャージだとか色々言われましたけれども、これは閉校した時に補助をすることなのか。それともこれからずっと補助するのか。例えば浜中中学校、小学校に閉校された場合に、今の浜中の中学校は、制服は父母の負担じゃなくて補助しているんだということなのかどうか。その辺りちょっとお聞きしたい。宜しく願います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 再質問にお答えをさせていただきます。米海兵隊の場外着弾の件に対して、今回再質問が3点だというふうに理解します。

1点目について私の方から、お答えをさせていただきます。実際に演習場から除外に着弾した状況でございますけれども、テレビ、新聞等々で拝見しても、日本の警察が現地に調査に入っている様子は報道されていませんし、テレビなんかでも姿が映っていませんでした。また防衛施設局からも、日本警察が調査しているというようなお話は一切聞いてございません。したがって警察の調査はなかったというふうに理解をしているところであります。私の方からは以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 私の方から訓練に関する報告をさせていただきます。

まず連絡会議、北海道副知事が座長となっていて、あと4町の首長で構成されております。これは連絡会議としての構成であります。そしてまた連絡会議副知事含めて、4町の考え方は一致して、この間行動をしております。

ですから、副知事が来て訓練が再開したらどうだろうという、そんな話は一切しておりません。副知事も私どもも含めて、6月15日に連絡会議を開いて、これは別海町で開きましたけれども連絡会議を開いて、その後、矢臼別演習場に行って防衛施設局の局長に会って、再開に対して強く抗議を行ったところであります。行った後に訓練が再開されると、この訓練の再開にあたっては、国の責任においてやらせてもらうという話しでありまして、決して私どもがやってもらいたいという話は一切していませんし、抗議をして中止を求めていた中身であります。実弾訓練が再開されて、この後、知事含めて4町の組長が防衛大臣のところに行って、緊急要請を6月19日に行った次第であります。その結果が7月に別海町でやられた会議が、最終的な連絡会議としては、その時にその回答をいただいております。決して今までも再開にあたって、私どもが同意したということは一切ありません。それともうひとつ火災の関係でもありました、2年連続の火災の事故ありましたね。そのことについては事故として、しっかり抗議もしましたし、次の年の訓練再開にあたって也十分注意するようにお願いして今日まで来ています。

ただ、今回の事故は事故といっても極めて重大な事故という位置付けに、防衛大臣もそのことについては、しっかり受け止めたというふうに思っていますし、私たちもそう思っています。ですから、いままでの事故とはちょっとものが違うと、ただこのことについては幹事会更には連絡会議を通じて、これからも周知していきたいと思っております。先ほど住民に周知できたのかといいますと、抗議している段階でもう訓練が再開されているという状態ですから、そういう周知はできませんでした。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 27ページのじん芥焼却場の解体にかかわってのご質問でございますが、まずダイオキシンの数値でございますが、閉鎖時と比較してどうだったのかというご質問ですけれども、閉鎖時にダイオキシンの検査をしたということは伺っておりませんので、ここで閉鎖時と比較してどうだったのかということはお答えできません。

それと、ただバイオフィルター前の沿道、それとバイオフィルター内この2ヵ所で高かったということで、この辺につきましては、当然ダイオキシンをここで吸収して空气中に布散させないという施設でございますので、この辺は高くても当たり前だということで伺っております。このダイオキシンの量によって処理方法等が変わって、工事費も変わるのではないかということでございますが、勿論影響はあると思います。

ただ、これから設計をお願いする段階でございますので、担当としては以前に申し上げました5,800万円というのは、あくまでも参考数値ということでございますので、これよりは少しは高くなるのかなと今のところそういう感触ではおります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 閉校事業補助に関して再質問にお答えします。閉校事業補助につきましては、生徒数、住民の数等については、勘案して補助している状況ではありません。小学校現在まで小学校の事例で1戸当たり30万円ということで補助をしております。

あと学用品等の補助につきましては、単年度補助であります。要するに今姉別南中学校の在校生男子生徒4名、女子生徒1名に対する単年度の補助として予算計上しておりますのでご理解願います。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 海兵隊の関係では決して了承した訳ではないんだという事が、町長の方から延べられて、幹事会でずっと検討されていると。しっかりと検討して今後の対応に出たいというご答弁で、是非そのことは守っていただきたいと思います。そういう面では、ちょっと遅いのではという感がする訳ですが、国の姿勢がそうだからしょうがないんだということには、私はならないのではないかと思います。

サコウにしても、日本の国が使われているんです。これはアメリカが演習場を使わせ

てもらってから、お金を払うよということではないのですね。そうだと思うので、もしこれが違っていたら答弁を願いたいと思いますが、何れにしましても、極めて言葉は悪いですが、人の土地で訓練をして事故が起きたら、そこに警察も何もその国の権利が調査拒否されるこんなばかな話はこの国にもないと。アメリカで事故が起きた時にしばらくは訓練しないんですね。即中止ですよ。ところが日本の場合は、物凄い事故が起きても訓練し続けるという態度は、私は極めて許しがたいこういうふうに思います。

アメリカが憎いとか好きだとかの問題ではないんです。やはりその国の主権、今度の場合は、国の土地日本の演習場でない国の土地で起きている、そういう誤爆ですね。だからそういう点では、いくら演習場から撃ったとしても、これは私は許してはならんことだと思いますので、その周辺4町村の町長の意見、考え方、そして対応、これは地域の住民の命を守っていく上で大切なことだと思いますので、是非これからもしっかりとした態度で臨んでいただきたいと思います。

あとの関係については説明がございました。大体の状況は把握できましたし、ただ、オキシドシンの関係、私はもうちょっと慎重に検査をして対応していただきたいし、解体する予定ですから解体後の跡地ですね。ここのダイオキシンの量というのは、しっかりと検査をしていく必要があるんじゃないかと思います。酪農地帯でありますから風評被害ということも考えられますし、色んな点で大きな問題を醸し出す問題だと思いますので、異論のないように対応していただきたいと思います。

姉別南小中学校の閉校にかかわる補助金の関係、ご説明の中で大体の状況は掴めました。質問を終わりたいと思います。演習の関係はもしお答えがあればお願いします。

○議長（波岡玄智君） 先程の町長の答弁以上の答弁はないと、この様に思いますのでそれでよろしいですね。町長ありますか。

それ以上の答弁があるのであればやってください。無ければ結構です。同じ繰り返しは時間の無駄ですから。

町長。

○町長（松本博君） 私の責任というのは町民を守る。その立場では間違い無く思っています。その為にしっかりと抗議含めてやっていきたいと思っていますし、そのつもりでいるところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長いいですか。なければいいですよ。

町民課長。

○町民課長（金田哲也君） じん介焼却場の解体にあたりましては、そういうようなことがないように、今回ダイオキシンの検査をさせていただきました。これに基づいて解体工事をきちんとして参りたいと思いますし、その解体後の検査につきましても、きちんとやらせていただきたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第51号平成25年度浜中診療所特別会計補正予算（第1号）

○議長（波岡玄智君） 日程第3 議案第51号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第51号平成25年度浜中診療所特別会計補正予算第1号について提案の理由をご説明いたします。

この度の補正につきましては、歳出では、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、19節負担金、補助及び交付金で退職手当組合清算納付金の137万1,000円を追加、2款、1項、1目医業費、18節備品購入費で新たに、血圧脈波検査装置、超音波骨密度測定装置の購入493万5,000円と入院ベッド16台の更新797万

8,000円で1,291万3,000円を追加補正するものであります。

一方、歳入では3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目特定防衛施設周辺整備調整交付金で1,160万円、5款、1項、1目繰越金で前年度剰余金334万8,000円を追加補正するものです。この結果、本会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,494万8,000円を追加し、2億5,843万6,000円にしようとするものです。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 1点についてお聞きしたいと思います。

46ページの医療機器購入にかかわってで、若干関連もありますので議長のお許しをいただきたいと思いますが、今、町長から提案理由で備品購入費、血圧脈波検査装置と超音波骨密度測定器合わせて493万5,000円、そのほかベッドの更新ということで説明がありましたけれども、これの装置ごとの単価が分かれば、血圧脈波検査装置でいくら、超音波でいくら、それから何台でいくらか。多分1台ずつだと思えるのですけれども、それからベッド関係は何台でいくらというふうに分かれば教えていただきたいと思います。

それから、診療所の運営にかかわってお尋ねしますけれども、昨年3月の定例議会において、嘱託医師の処遇改善として報酬月額250万円から275万円に、年300万円から330万円に引き上げる改正案が附帯意見をつけて改定をされました。この付帯意見の中には、地域医療の理念、目標を診療所待合室に掲げて医師、看護師をはじめ医療スタッフ一丸となって医療サービスの向上にし尽くす、住民が信頼し安心して受診できる医療の提供、診療所の安定経営に努力するというふうに求めています。1年と6ヵ月が過ぎた現在の医療体制は、どのような現状にあるのかお聞きをしたいと思います。

聞くとところによると、医師と看護師それから事務長の間で積極的な話し合いがなされて、経営の改善策として、一般病床13床と療養病床6床、介護保険適用型がある訳ですけれども、この8ベッドを埋める為の方策等を考えているやに聞いておりますので、改善されている部分があるとすれば、お聞かせをいただきたいと思います。1点だけです。よろしくお願ひします。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（越田正昭君） 2点の質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の部分につきまして、今回補正でしております医療機器の購入の部分でのそれぞれの単価内訳ということでございますので、まず血圧脈波検査装置315万円、超音波骨密度測定178万5,000円、入院ベッド502万8,000円、マットレスについて116万円、キャビネット161万円、それぞれ血圧脈波装置は1台、超音波も1台、入院ベッド等については16台、マットレス等についても16台、サイドキャビネットについては13台となっております。

それと合わせまして、今回掲げている目標方針という中でのご質問だと思います。この事につきましては、私は事務長で4月からでまだ6ヵ月経っていないのですけれども、現状の中で基本方針、まず理念というのがあるということで、ちょっとお話を医師看護師等も含めて数回に亘って、この取り組みをどうしていくのかという話も若干させていただきました。町民が来やすく、そして身近な診療所の機関ということの位置付で、進んで行かなければならないという事をモットーにさせていただきました。

特に医師、看護師そして事務、それに関わる医療スタッフ、これでの共通認識を持っていくという形で、それぞれの中でのお話をさせていただいて、ひとつは課題がたくさんあるだろうと、それを一つ一つ今着実にやっていかなきゃならないだろうということで、随時その協議の開催をさせていただきました。

それでまず1つ目は、今回の医療にかかわる町民が健康管理、そして来れる環境づくり、それに基づいての医療の整備をしなければいけないということで、今回掲げている2点の部分も、ひとつの手段として今回提案をさせていただいたところです。それと合わせて介護、医療、福祉の連携が無ければ現状の中では進んでいけないだろうという事で、先程もお話をさせていただきましたけども、野いちごの要介護認定に基づく待機者、これも含めて私たちのところにあります介護療養型病床、これも今現在3人から4人という人数で実質6床の人数での予定をしているのですけれども、中々これがそういう状況もありながら埋まっていかないという事で、これをなんとか介護と合わせた医療ということで、野いちごさんの方とも勉強をしながら、うちが引き継いでいくという部分、それと福祉の連携でこの養護認定を見ながら、在宅の方々をどう受けてということで、これらの部分についても福祉とも協議をさせていただき、また野いちごさんとの協議をしながら、その環境づくりを今進めているところであります。

合わせて、新たな診療科目の部分についても、また町民からの要望もあるものですが、今ある状況での整形外科での実施回数、これも増やして行かなきゃいけないだろうという事で、医師ともお話をしながら町民が臨んでいる部分については、増やしていこうという事で、今これに関わる医療機関との協議をさせていただいているところであります。

合わせて、当然見える医療といいますか、そういう形をしていかなければならないという事で、医師の方には、こちらの方から話をしていまして健康、そしてそれに関わる医療の観点から、医療講演等も積極的に地域に入ってやっていくという形を取り進めていこうということで、これも直ぐという訳にはいきませんので、内容等も含めてしていこうということで、医師の了承はいただいたところであります。これは福祉も含めて、健康管理も含めますので話し合いを持って調整をして、来年4月以降からやっていきたいということで、今進めているところです。現状の中の色々な問題、様々なまだまだ課題があると思いますけども、一步一步そういう形で地域での医療機関ですので、そういう形の充実を図っていききたいということで今進めているところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 備品の関係については、詳しく説明をさせていただきましてありがとうございました。診療所の運営にかかわって、今回の備品購入も医療機器の購入もされたんだと説明を聞いて納得した訳であります。町民の健康管理の為に、町民が来やすくする為の検査装置を購入したり、療養型に入る為にベッドの更新もするとか、そういう形が図られてきているのかなというふうに捉えております。こういったことは、どんどん町民に対して見えるかという話も先ほどありましたけれども、こういった情報を発信していくべきだなと思っているんですよ。ですから、そういう事がされて初めて、少しは町民サービスが変わってきたんだというふうに受け止められると思うので、是非その辺を今後努めて町広報誌などを活用しながら、情報の発信をしていただきたいと思います。

ところで、診療所の待合室に掲げられている理念と基本方針、これについては、まだ広報紙等で知らされていないと思うのですよ。これについても、きっちり広報紙でこういう目標を掲げて医療スタッフ、医師含めて全員がこの目標を掲げて進んでいますよというようなことも、やっていったらどうかなと思っています。因みに、その理念ですけども、私ちょっと多分、議員の中でも診療所の方にも覗いていない方も居ると思いま

すので、私読み上げてみたいと思います。理念ですが、地域の皆さんに親しまれ信頼され、期待される診療所を目指します。基本方針、町立診療所として果たすべき役割と責任を認識し医療を通して住民の健康を支援します。地域の医療機関として、保健福祉分野との相互連携を深め効率的な医療を推進します。職員は専門職としての誇りと目標を持ち、常に研鑽して知識と技術の向上に励みます。最後に、合理的かつ効率的な運営により健全経営に努めます。というふうに謳って、待合室のホールの上の方に掲げられております。来た人しか多分わからないと思いますので、これをやっぱり情報として、きちんとこんな目標を掲げてやっていますよというようなことを広報を通じて、周知すべきだと思いますので、是非、取組んでいただきたいと思いますが、その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（越田正昭君） 今、議員からお話をいただきました。当然、この理念そして基本方針、これはしっかりと掲げておりますので、町民の方々には広報誌等で周知をしていきたいと思って、また合わせて、今回の医療機器それと各様な事業も今後、また診療所からも情報として出していきたいと思っております。

ただ、これもその時その時のタイムリーな部分を出して行かなきゃならないと思っておりますので、広報の担当ともちょっと調整させていただきながら、その場所の枠も設定させていただきながら、うちの方で広報誌にしっかりと伝えて、町民が理解していただく環境づくりをさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 今言ったようなことを是非、進めていただきたいと思います。

それと先ほど答弁いただきました医療、介護の連携を密にして療養型に対して、今在宅で面倒を見ている方も受け入れていきたいというような話があったと思います。

これは看護師さんが、積極的に取り組まないと進んでいかない訳です。多分医師はそういう考え方を持っていると思うのですよ。問題は看護師さんと。その辺の打合せをきちんとしながら連携をとって空きベッドを埋めていく。そうすることによって、一般会計からの繰り入れも減っていくだろうし、少しでもその改善に努力をしていただきたいと思います。と思いますが、その辺の話し合いについて具体的にされているのかどうか。最後にお聞きして、それが情報として発信されるとですね、やっぱり在宅で苦勞して面倒見ている家庭が浜中診療所も変わってきたなというふうに思ってくれると思いますので、その辺

を確認しておきたいと思います。最後になります。よろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（越田正昭君） 今療養型病床の話だと受け賜っております。このことにつきましては、先般、先生と看護師交えて、そのことのお話しを1回させていただき、全体として看護師集めた中で、私の方からこの基本方針、進むべきあり方、この部分、そして入院体制の受ける対応、これについては、しっかりとやっていくんだという事で口頭で説明をさせていただいたところでありまして、また看護婦もこれをしっかりと認識していると思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 7番議員さんと、質問の場所は同じですけれども、ちょっと違う部分で質問したいと思います。

まず、購入される血圧脈波検査器や超音波骨粗しょう症の測定器、並びに16台のベッドということで、これを新しく購入するということですが、対応年数が来たので購入することになったのか。今まで無かったので新しく購入することになったのか。この辺を説明していただきたいと思います。

それから、2つ目の医療体制ですが、私、結構病院のことについての不満などたくさん聞こえて来ているのですが、その内ちょっと今までとは変わった部分がありますので、これはどういうことなのかなど、体制が変わったのかなというようなことを含めて、説明していただきたいと思います。

それは、町民から病院の先生に大変お世話になったという声がいくつかあります。例えば病気で亡くなった方、これは1年前からずっと先生にお世話になって、見取る1ヵ月程前から本当に誠心誠意見てくれて、本当にお世話になったという方や、あるいは呼吸器の病気をずっと患っていて、もう昆布採れないわ、くらいな感じの昆布採りも休んで、そういう中で町立病院にいったところ、即入院させてもらって1週間くらい入院して呼吸器の病気が治ったということで退院したのですけれども、よくよく聞いてみたら肺炎になっていたというんですね。それを治してもらって1週間程してまた昆布採りに行っているというようなことなんですね。そういう声が、ほかにもまだ世話になったという良い声が聞こえてきております。

これは、我が町の病院にとってはとってもプラスの材料かなと思うのですが、この辺と今年度の体制ですね。目標を掲げたこととの関連、それから悪い部分も相変わらずあ

ります。どういうことかという、一回過去に医師の一言で気分が悪くて、もうこんな所は行かないと、それでずっと他所の病院に通っている人たち、この人たちは中々戻って来ません。そういう戻って来ない人たちをどうやって、やはり病院に呼び寄せるかということや、それからよく言う人は釧路あるいは厚岸に行くと。行けば帰りに買い物をしてくと、その買い物でお金が他所の土地に流れていっているんじゃないかと、すごい損失だと、これが町の病院にかかっていたら病院の周辺、銀行の前とかそれから一の通りとか人通りも多くなって買い物をする人も出てくるんじゃないかという、ほかにお金を使うという部分があるので何とかやっぱり戻して、中には医師を変えろとかそういう部分もあるのですが。

それからもう1つは、時間外に受け付けてくれないという部分があります。病院に行けば分かると思いますが、午前中の診療時間は終わりましたとか、朝早く行けば何時からですというようなことで、事務の場所とか全部シャッターが下りていますよね。これなら中々入りづらいなという感じがあります。私が言いたいことは時間外なので緊急だからという場合ですね。やはりぱっと見てくれる様なそういう体制、これは医師だけの問題ではないと思います。診療の体制そのものもかかわってくると思うので、そういう意見を、こういう気持ちを解消するような方策を是非、病院としても考えていただいて時間外に電話しても、時間外ですという、そういうことではなくて話を聞いてくれるとか、これはこうした方が良くとか、そういう患者が逃げて行かないような、繋ぎ止めておくような対応といえますか、そういうものを理念に沿って具体的にやるということでは今言ったことが、町民の大きな願いではないのかなと思いますので、その部分答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（越田正昭君） まず1点目の医療の購入備品の関係でございます。

先程お話をさせていただきましたけれども、血圧波の検査装置それと超音波骨密度測定器、これは新たな更新というよりは新規、今回初めて購入をするものであります。この部分につきましては、血圧波等については近年高血圧、肥満、糖尿病の生活習慣病が増えてきている、その状況の部分での生活習慣患者への健康管理、それと有効的な治療を進めていく、それが初期治療としての役割もひとつあるのではないかという事で、進めるところであります。

それと、もうひとつの骨密度、先ほど議員おっしゃられたとおり、骨粗しょう症の患

者さんというよりも、そういう予備軍といえますか、そういう方々が現在、多くいるという状況も医師の方からも伝えられております。そういう形で、それらの方々に少しでも予防策を出来るような形ということで、今回この装置を買うというところであります。入院ベッド合わせて3点程でございますけれども、これは病院20年目を今回診療所が迎えます。それに合わせて前回入れた部分の更新ということでかなり古くなって、電動でベッドの状況も調整が出来るという形で、少しでも患者さんの入院状況の緩和をしていきたいということで入れるところであります。

それと2点目の、医療体制等の不満もあるけれども良い面もありますよと、こういうことも聞かれますよということでございますけれども、現在、医師との話の中では、当然、外に出て治療をしていて、ある程度療養として受けれるところ、それはかかり付けの病院としてのあり方、受けていただきたいという色んな要望が、大病院の方や釧路の病院とかからもあります。野いちごさんの方からもそういうような形であります。これは今言った地域医療の原点でございますから、そういう中で、うちの診療所は見えていかなきゃならないということを医師との話し合いの中で結構やった部分が、今少しずつ成果が見えてきているのかなと感じておりますし、また、しっかりそういう方々を見ていく、これがひとつの地域医療の原点ではないかという事で、今進めているところであります。

それと先ほども言われたように、様々な医療のトラブルの中で、一度違う病院に行ったら戻らないだろうと、戻ってきてないだろうという状況があります。今言われたとおりのことは、まだ改善をされておられません。しかしながら、私達は地道ながらこのことについては、しっかりと先程言った医療の体制づくりをしながら来ていただく環境づくり、これもまたひとつは医療機器の導入になっているのかなと思っておりますし、診ること自体をしっかりとするという事で、やっていきたいなと思っております。

それと時間外の診療の関係でございます。今午前、午後そして深夜部分としっかりと分けながら病院の勤務をさせていただいておりますけれども、基本的には診療業務というのは、その時間帯でやる何処の病院もそういう形でやっております。しかしながら急患等については、何らかの処置をやっぱり考えなきゃいけないのもあるのかなと思っております。これもまだ、今後の課題ということで進めなければならない、今言ったように町民の命を守っていくという部分の原点からすると、この部分については、医師との話、そして看護師等も含めてしっかりと受け賜らせていただきながら、どういう在り方が良

いのか、この話は看護師だけとは話をしていますけれども、また医師との調整はとっておりませんので、どういうやり方があるのか。そこも調整をさせていただいて、しっかりと方向性を見出さないと、このことについてはこうやっていくんだという部分出ていないと思いますので、ちょっとお時間をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 1点だけ町長に考えをお聞かせいただきたいと思っております。診療時間外は硬く受け入れられないということで来ているのですが、診療所だからそういう形というのは、そうだと思うのですけれども、医師の体制やら何とか増やすような方法となれば、お金もかかることですが、今の高い理念を掲げて、それを実行するとなればそういう体制も考えていかねばならないのかなと思うのですが、これは病院だけで考えるのは難しいと思うので、やっぱり町長自身のその考え方というのが、大きなウエートを占めるかなと思うのですが、この点について、日頃考えていることがあれば示していただきたいなと思っております。以上。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 考え方を聞きたいということでありましてけれども、今現実には医師は1人ですね。ですから1人で行って、この時間外については大変厳しい状況だと思っております。

ただ、将来とも将来的にそれでずっと続けて行けるかということも含めるとすれば、まだ医師の数も含めてですけれども、今後、大きな課題になってくると思います。これからどうしますというふうには言いませんけれども、是非、大きな課題のひとつとして受け止めて、今後の運用体制を作っていきたいと思っております。決して、このままで良いんだということではなりません。ただ今の段階では小川医師は1名ですから、そういう意味では、時間外これは本人も含めてそうでありますけれども、これを診るということは大変厳しいことだろうと思っております。

○議長（波岡玄智君） 1番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 今回購入する血圧脈波検査装置及び超音波骨密度測定装置、先ほどの答弁ですと、これら2つとも全く新規に購入するものだという答弁がございました。今回もらった24年度の決算報告書の財産に関する調査221ページに、超音波骨密度測定装置CM-200というものがございます。決算年度末現在高1というふうに

なっております、多分、それに近いような機種というのは既にあるのではないかなというふうに考えます。それとこれを見ますと、例えば、心電図にしましても、多機能心電図解析機能付き心電図フグタ電子PCというように似たような機種、僕、素人ですから多分その機種によって用途が違うのかなとは考えますけれども、もしここで答弁ができるのであれば、これらの機種はこうこうですよという説明がいただければ。

それと自動血球計数装置というものも、色々と3点ほどダブっている物もございます。まずそこら辺1点と、それと今回この血圧メーカーに関しては載っておりませんので、多分新規だと思います。これは多分、動脈硬化等の診断に必要なものだと思います。ただ今までは無かったと、無いけれども何とかやってきたのであれば勿論、有効であるということで、今回この予算計上なのかなと思います。ただ、その診療所、病院だから勿論必要なものは揃えて即対応できるようにしたいというのは、これは分かりますよ。

一方の考え方で、先ほど来出ております中で、やっぱり病院経営というものを考えた時に、果たして今回この装置を入れたことによって、費用対効果といたら多分語弊があるでしょうただ、今まで無くてやってきたもの、でも今回これが必要だということで計上されるからには、多分、こういうものがあつたら、あの時は良かったなという症例ですか。そういうものがあつたのかなというふうにも考えますので、先ずそこら辺をお答えいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（越田正昭君） 田甫議員の方から言われました決算書の資料等ちょっと持ち合わせておりませんので、現状として重なっている同様の機種があるのではないかということだと思います。この辺については、ちょっと再度調べなければならぬと思っておりますし、その辺については、ちょっと回答が出来ないことをご理解していただきたいと思います。

先ず、今入れる機種この2台の部分でございます。この機種につきましては、先ほど言われました超音波の骨密度、これは骨粗しょう症の状況、高齢者等がかなりかかって来ている状況に今あるという事で、現在の中で行くと実際の身体の緩和がなされていないということで、エックス線等での診断装置が多少そういうふうな形でありました。

今回は、超音波ということで身体に負担をかけない、その中で早い形で診断ができるということで、今回入れるところであります。これは高齢者、若年者、そして妊娠の方々

の御婦人の方も含めて、健康の医療にかかわっての状況に診断の負荷をかけないということで、今回入れるものであります。特に今回は足の測定で足を置くだけで測定が出来るという部分で購入をするものであります。それと血圧脈波検査装置でございますが、先ほどを私が言ったように、高血圧等の患者さん等もかなりうちの方でも抱えて、それにかかっての投薬等も受けている方がたくさんおります。これらの方々の、今現在の治療のあり方、これは当然この部分を見れば効果があるのか薬の投薬分も含めて、予防といえますか、こういう方々の対策予防をしっかりとするとこれは動脈硬化の部分は今現在、高血圧の方は進行が進むとも言われておりますので、これらの部分での血管に大きなダメージを与えない、そういう形でこの診断装置が有効だという事でございますので、実際の血管の状況を見ることによって、様々な動脈硬化の進行状況、そして実際どういうふうな予防をすればよいのかということで、特に有効とされるのが、脳梗塞、心筋梗塞への患者の予防事業というのに必要だという事で、今回入れるところでございます。これも実際的には、心電図の機能も持ち合わせております。心臓機能含めて検査、血流の部分を含めて検査をしていく、同時的に出来るという中での機器でございますので、ご理解の程をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 中々ご理解いただきたいといっても、理解できないのですけれども、まず1点の確認をしておきます。先ほど、今この場では答弁出来ないという案件、これは後にとすることは、今日でもよろしいですし、早急に対応は出来るというふうに捉えてよろしいですか。

それと血圧メーカーに関しましても、ピンからキリまであるようでございまして、僕が見た限りでは170万円くらいからのものもあると、今回315万円の物を購入するというところでございます。この価格がどうやって弾き出されたのかは分からないのですけれども、この総じて医療機器というもの、これはかなりな上限の予算があるのもなんだなと。僕がこういう立場になりまして23年から以降の医療機器の購入実績をちょっと羅列したいな思います。

まず23年は3件、24年は2件、今年度25年度既に2件のものと、今回ということでございます。それで平成23年7月に血球計数装置約230万円、これ落札率が98.63%同じ月の超音波診断装置400万円、それが98.68%、23年9月の自動血球計数CRP測定装置430万円、これが97.61%、これが何れも3社以上の

見積もり5社くらいの見積もりの中から株式会社メルトが落としております。

そして23年の12月ここで超音波診断装置200万円というものが、落札率ここで40.42%、これは会社が違いまして、株式会社鈴研が落札されております。翌年24年6月X線デジタル透過診断システム装置1,300万円、これが69.51%落札率、これは株式会社メルトが落札しております。同年9月には心電図260万円、これが99.20%の落札率でメルトが落としております。25年ですね。そして今回となっております。

こうやって見ますと、その99%の落札率の物もあれば、いきなり40%台になると、これは以前に聞いた時は、それはもう業者の努力でこうなりましたという答弁がありますけれども、こんなに開きがあるものでしょうかね果たして。今回出されてきたこの金額ですね。果たしてこれはどうやって弾き出されたものなのかなという疑問も残ります。今時系列で並べたのは他意はございません。単にこの金額を弾き出す為の物が、果たして妥当な金額を計上されて、予算計上されているのかという疑問も残りますので、そこら辺をちょっと明確にしていただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（越田正昭君） その決算書を持ってきていないので、経緯の備品の部分はちょっと分かりませんという話をしましたけれども、先程、言われております骨密度の測定ですけども、これは茶内診療所で今現在所有しているということで、うちの方にはございません。それと血球装置購入についても、茶内診療所で購入したものという事で理解をしております。うちの方については、超音波の診断装置これはエコーです。これは23年度購入をしております。羅列的な部分の中で、それぞれが分かれているのかどうか、私もその資料、現状を分かっておりませんので、今の中では、今回買う部分は新規購入という事で、今までうちが保有しているものではないですということでご理解をしていただきたいと。

それと、先程言われております落札の部分でございまして、実際的には従来から申したとおり、この事については参考見積を先ず各業者さんの方に出ささせていただいて、単価が安価だったと、これをもって今回の予算計上も私達の方で出しておりますので、それ以降の入札等によって競争入札ですから、この執行の比率がどのようなかということ、私たちは先程も議員がおっしゃられたとおり、業者間での競争の原理が働いての入札での落札率になったと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 理解しました。ただ1点前段申し上げました、今までは無いなりに何とかやってきたと、今回は是非必要なので、購入したいということだと思います。

そうであれば、やっぱりそれを活かした診療体制になっていただきたいし、同時に病院経営といいますか、診療所経営の立場からも考えた運営というか、一次医療を担うこの診療所で、それはあるに超したことはないけれども、どこまで計器が必要になってくるという問題にもなってくるのかと思いますので、今後、そこら辺を精査した中で、予算計上をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） この際、申し上げておきますけれども、私たちは3回までの質問ということになっておりまして、あくまでもいわゆる質問、質疑ですね。質す時に3回ということですから、無い場合には、それか3回目経って云々ということには議会運営上好ましくないとおのうに思っておりますので、その辺をひとつご留意いただきたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第52号平成25年度浜中町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（波岡玄智君） 日程第4 議案第52号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第52号平成25年度浜中町水道事業会計補正予算第2号について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、雑収益の増とそれに伴う一般会計補助金の減及び水道施設維持管理費の不足見込みによるもので、予算第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入では、1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金で、一般会計補助金46万円の減、3目雑収益で退職手当組合精算還付金71万7,000円の増、支出では、1款水道事業費用、1項営業費用、1目浄水及び配水費で通信運搬費17万7,000円は、濁水処理の際に発生する浄水汚泥の運搬費、公課費8万円は浄水汚泥の処理に係る循環資源利用促進税で、いずれも不足見込みから追加するものであります。これにより補正後の収益的収入及び支出の予定額の総額は、それぞれ25万7,000円を追加し、1億7,138万4,000円となります。

また、予算第7条に定めた他会計からの補助金は、5,831万1,000円を5,785万1,000円に、改めようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第53号平成24年度浜中町水道事業未処分利益剰余金の処分について

○議長（波岡玄智君） 日程第5 議案第53号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第53号平成24年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、昨年度もご説明申し上げましたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、地方公営企業法の一部が改正され、未処分利益剰余金の処分については、議会の議決が必要となったものであります。

法改正の内容についても、再度ご説明申し上げますが、旧法では、利益の処分については、法定積立金として積立義務がありましたが、その義務が廃止され、地域の自主性に委ねられたことから、議会の議決を経て行うことになったものであります。

なお、この処分につきましては、法改正前及び平成23年度決算と同様に減債積立金といたします。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午後 1時00分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議案第54号浜中町教育委員会委員の任命同意について

○議長（波岡玄智君） 日程第6 議案第54号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第54号浜中町教育委員会委員の任命同意について提案の理由をご説明申し上げます。現教育委員の栗本 英彌氏は、平成25年10月31日をもって任期満了となりますが、同氏の人格、識見、行政手腕は教育委員として最適任と認めるところであり、引き続き任命いたしたく、ここに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をいただきたく、提案した次第であります。

なお、任期は平成25年11月1日から平成29年10月31日までの4年間となりますので、よろしくご審議のうえ、同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「議議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから、議案第54号採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（波岡玄智君） ただいまの出席議員は11人です。
投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

○議長（波岡玄智君） 投票用紙の配布漏れを確認します。
配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（波岡玄智君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。同意を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載して投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票、及び賛否の明らかでない投票は会議規則第84条の規定により否とみなします。

ただいまから、投票行います。1番議員より順次投票願います。

（投票）

○議長（波岡玄智君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

開票にあたり、会議規則第32条の規定により、立会人に5番成田議員、6番中山議員を指名します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

両議員の立ち会いを願います。

（開票）

○議長（波岡玄智君） 投票の結果を報告します。

投票総数は11票。

これは出席議員数に符合しております。

有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 9 票、反対 2 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、議案第 54 号は、任命に同意することに決定しました。議場の閉鎖をと
きます。

(議場を開ける)

-
- ◎日程第 7 認定第 1 号平成 24 年度浜中町一般会計歳入歳出決算及び基金運用
状況報告の認定について
 - ◎日程第 8 認定第 2 号平成 24 年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
の認定について
 - ◎日程第 9 認定第 3 号平成 24 年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決
算の認定について
 - ◎日程第 10 認定第 4 号平成 24 年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認
定について
 - ◎日程第 11 認定第 5 号平成 24 年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
 - ◎日程第 12 認定第 6 号平成 24 年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
 - ◎日程第 13 認定第 7 号平成 24 年度浜中町水道事業会計決算の認定について
-

○議長（波岡玄智君） 日程第 7 認定第 1 号ないし日程第 13 認定 7 号は関連があ
りますので、一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 認定第 1 号から認定第 7 号までの 7 案件につきまして、一括して
提案の理由をご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項及び第 5 項では、各会計決算について、監査委員の意見
を付けて議会の認定に付さなければならないと規定されており、また、同法 241 条第
5 項では、定額の基金を運用するための基金を設けた場合は、監査委員の意見を付けて

同法233条第5項の書類と併せ議会に提出しなければならないと規定されていることから、この度、同法の規定により議会の認定に付すべくご提案を申し上げた次第であります。

なお、平成24年度各会計の決算につきましては、7月2日付けで基金運用状況報告と併せ監査委員に付し、8月22日付けで審査意見書の提出をいただいております。また、水道事業会計決算につきましては、5月30日付けで監査委員に提出し、8月22日付けで審査意見書の提出をいただいております。

認定第1号の一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額86億6,469万2,853円、歳出総額85億9,965万2,348円で、繰越明許費、繰越額71万5,000円を除いた歳入歳出差し引きは、6,432万5,505円の黒字決算となります。

また、基金運用状況報告につきましては、該当する土地開発基金について、監査委員より適正に運用されている旨の意見をいただいております。

認定第2号の国民健康保険特別会計は、歳入総額13億432万1,860円、歳出総額12億532万5,929円、歳入歳出差し引きは、9,899万5,931円の黒字決算となります。

認定第3号の後期高齢者医療特別会計は、歳入総額6,172万3,884円、歳出総額6,003万9,843円、歳入歳出差し引きは、168万4,041円の黒字決算となります。

認定第4号の介護保険特別会計は、歳入総額4億1,747万3,925円、歳出総額3億8,879万9,871円、歳入歳出差し引きは、2,867万4,054円の黒字決算となります。

認定第5号の浜中診療所特別会計は、歳入総額2億5,023万5,620円、歳出総額2億4,129万8,059円、歳入歳出差し引きは、893万7,561円の黒字決算となります。認定第6号の下水道事業特別会計は、歳入総額5億6,232万2,680円、歳出総額5億5,907万7,522円、歳入歳出差し引きは、324万5,158円の黒字決算となります。

認定第7号の水道事業会計は、収益的収支につきましては、収入の営業収益は、1億1,574万2,036円、営業外収益は、4,390万9,259円で収入総額は、1億5,965万1,295円。支出の営業費用は1億3,453万4,298円、営

業外費用は1,654万3,191円で支出総額は、1億5,107万7,489円で857万3,806円の利益剰余金を生じる決算となりました。この利益剰余金につきましては、減債積立金といたします。

資本的収支につきましては、収入総額は、390万694円、支出総額は6,741万9,614円で、収入総額が支出総額に対し不足する額、6,351万8,920円は、減債積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金5,351万8,920円で補てんいたしました。

以上、各会計の決算状況を申し上げましたが、平成24年度も地域経済、町財政共に厳しい状況にありましたが、行財政の運営にあたりましては、常に危機感を持ちながらも、当面する事業の執行には万全を期して参りました。

今後とも町政運営につきましては、まちづくりの基本テーマのもと、行政課題の解決に向け町民と議論を深め、地域の活力を活かして、個性豊かな活力ある将来の展望を切り開くべく、生産基盤、生活環境、福祉、教育文化等の整備・充実に力を注ぎ、安全で快適なまちづくりを推し進める所存であります。

日頃の町行政の執行に際しましては、議員各位のご理解とご協力に深く感謝を申し上げますと共に、今後とも、本町の地域経済の活性化と、活気のあるまちづくりに向けて、積極的かつ効率的な行政の推進を図って参りますので、よろしくご審議いただき、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

ただいま提案されました認定第1号ないし認定第7号は、10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査の付託をし、閉会中の継続審査にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号ないし認定第7号については、10人の委員によって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査の付託をし閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長において1番田甫議員、2番石橋議員、4番菊地議員、5番成田議員、

6番中山議員、7番川村議員、8番竹内議員、9番野崎議員、10番加藤議員、11番鈴木議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した10人の方を決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

◎日程第14 報告第5号平成24年度浜中町財政健全化判断比率の報告について

○議長(波岡玄智君) 日程第14 報告第5号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 報告第5号平成24年度浜中町財政健全化判断比率の報告について提案の理由をご説明申し上げます。

平成21年4月より全面施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、当該比率に応じて財政の早期健全化及び再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定し、財政運営について外部監査を求めるなどの方策により、当該地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とされたものであります。

本町の平成24年度財政健全化判断比率ですが、普通会計の実質赤字比率及び全会計を対象とした連結実質赤字比率につきましては、先ほど決算の認定でご説明申し上げましたとおり、一般会計を含む全会計が黒字決算となっております。

次に、一般会計等の元利償還金等の標準財政規模に対する割合を示す実質公債費比率につきましては、12.3%、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す将来負担比率につきましては84.8%と何れも早期健全化基準の割合を下回っております。

なお、実質公債費比率につきましては、平成18年度から7ヶ年計画の公債費負担適正化計画を実施し、最終年度の平成24年度に13%台の比率になるよう計画を推進し

てまいりましたが、平成23年度でその目標を達成し、前述のように平成24年度では12.3%と更に改善することができたところであり、今後もその比率の維持と更なる改善に取り組む所存であります。

また、お示した比率は何れも早期健全化基準の範囲内ではあるものの、本町は交付税等の依存財源により運営されていることから、今後も財政の健全化に向けた政策を基本とし、財政運営を進めてまいります。

ここに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見書を付して報告する次第であります。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

◎日程第15 報告第6号平成24年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第15 報告第6号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第6号平成24年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について提案の理由をご説明申し上げます。

本案の資金不足比率ですが、資金不足額が事業の規模に対する割合を示すもので、平成24年度決算における地方公営企業法の適用企業である水道事業会計及び同法非適用企業である下水道事業特別会計のいずれも資金不足の状態にはなく、資金不足比率は生じておりません。

なお、資金不足比率の経営健全化基準は20%であります。ここに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見書を付して報告する次第であります。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

◎日程第16 報告第7号一般社団法人浜中町風力発電所経営状況説明書の提出について

○議長（波岡玄智君） 日程第16 報告第7号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第7号一般社団法人浜中町風力発電所経営状況説明書の提出について提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、一般社団法人浜中町風力発電所に係る経営の状況について、議会に報告することになっておりますので、第10期平成24年7月1日～平成25年6月30日の事業報告、決算報告及び第11期平成25年7月1日～平成26年6月30日の事業計画について、ここに提案した次第であります。

第10期の事業内容につきましては、発電量、274万3,400キロワット時で4,783万7,000円の売電となっております。今期は、7月～9月までの3ヵ月間は特に風況が弱く風力発電施設の利用率低調であったことと、その期間に2回ほどコンダクターコイルの焼損により2週間の運行停止がありましたが、さしたる大きな事故もなく稼動することができ、前期より60万2,000キロワット多く発電することができました。

なお、従来北海道電力株式会社と関西電力株式会社に、9円10銭／キロワット消費税抜きで売電しておりましたが、平成24年11月からの再生可能エネルギーの固定価格買取制度FIT制度の導入に伴い、北海道電力株式会社に、18円72銭／キロワット消費税込みとなりました。このことにより、売電金額は飛躍的に伸びており、今後の経営安定化に寄与しております。第11期の事業計画では、本年同様の総発電量272万7,000キロワット時で、売電額5,107万6,700円を見込んでいるところであり、詳細については、企画財政課長より決算の状況、事業計画の補足説明をさせ、ここに報告いたします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） （報告第7号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これで報告を終わります。

◎日程第17 発議案第4号札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書の提出について

○議長（波岡玄智君） 日程第17 発議案第4号を議題とします。
職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（山平歳樹君） （発議案第4号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。
本案は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。
これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。
これから、発議案第4号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 発議案第5号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について

○議長（波岡玄智君） 日程第18 発議案第5号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（山平歳樹君） （発議案第5号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから、発議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 発議案第6号道州制導入に断固反対する意見書の提出について

○議長（波岡玄智君） 日程第19 発議案第6号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（山平歳樹君） （発議案第6号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから、発議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、発議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議員の派遣について

○議長(波岡玄智君) 日程第20 議員の派遣についてを議題とします。

北海道町村議会議長会主催による、議員研修会等に派遣することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第120条の規定によって、議員を派遣することに決定しました。

◎日程第21 閉会中の継続調査の申し出について

○議長(波岡玄智君) 日程第21 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎追加日程の議決

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

ただいま町長から議案第55号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第22として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号を日程に追加し、追加日程第22として議題とすることに決定しました。

◎日程第22 議案第55号平成25年度浜中町一般会計補正予算（第4号）

○議長（波岡玄智君） 追加日程第22 議案第55号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第55号平成25年度浜中町一般会計補正予算第4号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、1月2日の落雷による風力発電所復旧について、6月定例会で補正の議決をいただき、9月30日を工期としてふれあい交流・保養センター風力発電所翼復旧工事を実施したところ、8月6日新たに発電機に絶縁不良が判明したことから当該発電機の復旧工事費と、今朝の降雨による町道等に新たに被害が生じたことから、その補修に係る経費の補正をお願いするもので、2款総務費、風力発電施設管理に要する経費で、工事請負費1,059万円を、7款土木費、町道維持管理に要する経費で委託料200万円をそれぞれ追加しようとするもので、歳入につきましては、全額繰越額を充てさせていただきました。

補正後の歳入歳出予算の総額は、64億1,669万9,000円となります。

なお、今回の風速力発電施設の故障につきましては、翼復旧工事に際し、2月13・14日の両日に実施した道町村会災害共済部立会いの被害調査では、異常が認められず、発電機本体の故障原因を特定することは極めて困難であり、再稼働をまでに約6ヵ月と長期間を要することと、及びその調査と工事費に約3,000万円程度の多額な経費が掛かること、更には調査の結果によっては保険が適用されないことも想定されることから、今月9日に三菱重工株式会社より、中古ではありますが、社内で在庫をしている発電機と交換することで工事費を1,050万円と安価に抑え、工事期間は約4ヵ月の短縮ができるとの提案がありましたので、4ヵ月早期に稼働することでの、ゆうゆへの電力供給と余剰電力の売電収入を考慮するとともに、不確かな保険請求のリスクを避け、保険請求することなく交換の方法で復旧することを判断したのであります。

なお、新たな稼働時期につきましては、11月を予定しております。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、土木費の詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） （議案第55号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

1 番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 1点だけ確認したいと思います。風車ですけれども、これは中古という表現でございました。整備済みの中古もあれば、全くの中古様々でございしますが、これについての故障といいますか、例えば3年間保証とか、そういうものはメーカーでついている物件でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） ただいまの質問ですが、この中古品をオーバーホールして、それで一応、検定から6ヵ月の保証が付きます。以上です。

○議長（波岡玄智君） よろしいですか。

8 番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 言葉の解釈がちょっと分からないのですが、絶縁不良というのは、どういう意味合いですか。電気が通じないという意味なのか。どうなのか。そのところがひとつと、今、翼の部分については、補正されて工事が進められていると思うのですが、これに今回まだはつきり原因が分からないのだけれども、発電機の異常が見

つかったということですね。そうしますと、実際にゆうゆの発電の年間を維持するという点では、今までの共済掛金だとか、年次の点検料委託料定期的に部品交換するというのを全部合計しますと、約967万円年間掛かっている、これは、これからもかかるだろうということで見てもよろしいのではないかと思うのですが、そういうことも含めて今修繕費として出されている1,050万円、これで中古の発電機を使ってやるということになるので、一体この年間の維持費も含め、そして工事中のゆうゆへの送電が出来ない訳ですから、その分も損分も含めて採算が取れるのかどうなのか。

これは、今まで翼を直す時については、採算が取れるということで、発電の売電料も上がったので取れるということで翌は取り替えたのですが、新たな状況の中で、そういうことが可能なかどうなのか。非常に心配するところなので、しかも、まだ原因もはっきりしないと下ろして見ないと分からないというような状況であれば、極めて大変な問題だと思うし、共済金の対象になるかどうか、これは下ろしてみないと分からないことだと思うのです。一体、採算の面では修理して再稼働して取れるのかという点では、どういう見通しですか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） ただ今の質問ですけど、まず1点目に絶縁不良ということですけども、それにつきましては、よくショートということですけども、そういう状態で今漏電している、そういう捉え方でよろしいと思います。

それと採算についてという質問ですけども、これにつきましては、取り合えず今まで一応、今回の平成21年から23年までの例えば、11月から3月までの平均値を出しまして、売電の方ですけども、これにつきましては、一応5ヵ月間で720万円くらいが見込まれると。それとゆうゆに送電する部分でありますけど、これが一応同じく21年から23年までの5ヵ月間、11月から3月まで、これで一応150万円くらいを見込める、見込めるといいますか送電分として150万円、それで870万円くらいになるのですけども、一応それと採算という事ですけども、23年度のFITによる金額でいきますと、年間で162万7,000円くらい、ちょっと細かいのですけども、そこまで見込めるとその内の90万円位、これが年間経費として使われております。

あと残りが、収益というそういう形になりますので、そしてその他に、ゆうゆに送電している分が350万円くらい、これが表には見えないのですけども、送電している

分として理解してもらいたいなと思います。すみません。売電金額の方が1,627万円です。経費で900万円くらい、すみません。もう一度説明します。売電金額が年間1,627万円くらいを見込んでおります。それとあと、ゆうゆに送電する分で350万円くらいですね。それで年間経費として900万円くらい見込みますので、大体1,000万円くらいの収益と見込んでおります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） これはちょっとした考え方なのですが、今売電しない風車を止めた状態で、年間ゆうゆで使う電気料というのは1年間にどのくらいかかるものですか。それらを計算した上で、修理して再稼働した方がずっと効率が良いという考え方でしょうけれども、そういうことになりますか。再稼働させなかったら年間どのくらいゆうゆで電気を使っていますか。額として。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） ゆうゆで年間使われている金額が510万円くらいの電気料となっております。

だから、それに加えて今回の350万円くらいが足さりますので、510万円に350万円が足さる送電分。年間ゆうゆの方では860万円くらい予想されます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 今の中古の発電機を使うと、これは、どうなるのか分からないという不安感があって、使うということになりますと、またやり直さなければならないということも生じる訳ですね。そうしますと、今言われたように、全くこれを使わない状態でやれば、年間850万円ですか、この電気料でゆうゆは年間の電気料は賄えるということになるのでないかと思うのですけれども、それと比べて修理して再稼働した方が良いんだという結論に達するといいますか、そう考えるのが適策だと考えておりますか。

だから、再稼働する為に補修をするという考え方だという事でしょうか。そこの辺りちょっと比較してみて、やっぱり納得のいくやり方をしないと、また何かの拍子で莫大な費用かかるという状況になると、ちょっと町民に理解出来ない部分が生じるのではないかと思うのですが、そこの辺りもうちょっと明確にお答え願いたい。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） ただいまの質問ですが、一応これは売電も伴っていますので、ゆうゆだけでいくと今議員が言われたその通りですけれども、売電も考えていまして、一応、担当としては復旧をまず第一に考えてということですので、あとは年間ですね。年間一応1,000万円くらいの収益が出る見込みでいますので、その辺も理解してもらいたいと思います。経費を引いても1年でそのくらいの諸収益が出ると。以上です。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 私は町道維持業務委託料の関係で質問をさせていただきます。前回7月30日と8月22日に集中豪雨がありまして、その補正予算が出てきました。400万円ずつかかっているということで、8月22日の湯沸干場の道路被害については、採石が700立方メートル、撤去で120万円の400万円という話でありました。この時は下海岸、それから上海岸両方だと思うのです。それで同じ比率で被害額があったとすれば、今回補正の200万円というのは妥当かと思うのですが、上海岸のほうは比較的少なく下海岸の方が大きな被害があったというふうに私は思っているんです。そうすると、今回の200万円の追加というのは如何なものなのかなと、十分これで足りるというふうに踏まえて予算計上をされていると思うのですけれども、集中豪雨というのは今後もあり得る話なので、その内容に直ぐ対応できるようにするとなれば、もう少し予算を膨らまして、補正を組んでも良かったんじゃないかなと思っっているのですが、その辺の考え方をちょっとお伺いをしたいと思います。それと今日中に補修をさせるということですが、それは間違いなく出来るのでしょうか。お尋ねします。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 今回見込み200万円という形で計上させていただきました。実質それで、これは本当に概算でございまして現地に行ってみまして、砕石でほぼ午前中8時に見た時点ですけれども、200立方メートルから300立方メートル程度というふうに考えました。それでいくと、ほぼ100万円から150万円というふうに見込みました。

それで今後どうなるか分からないと、こういうご時世ですので100万円程度付加させていただきました。それが現状です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 今の答弁で結構だと思います。やっぱり心配だから、少しは多くしておいた方が良くと私も思っています。ぎりぎりですら大変な思いを思うのですよ。その都度、窮屈な思いをすることによって、それで結構だと思います。

それで今日中に復旧するということは、間違いないということによって了解して良いんですね。それで、あそこの産業道路いつも思うのですけれども、あれは抜本的な対策というのは無いのでしょうか。雨が降ったら全部下海岸というのですか、土地が急なので全部沢地に水が集中すると、そこに干場があったり産業道路があると。例えば道路の淵、切れやすいところに蛇かご、ふとんかごを積むだとか、そういうことに対応できないかどうか。その辺ちょっと検討してみて欲しいなと思うのですが如何ですか。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 議員おっしゃるように、この下海岸上海岸、特に下海岸ですけども、大雨の度といますか、雨の度に侵食されているのが現状です。

ただ、確かに難しいのです。沢水が一気に走って来ますので、その沢水が今回みたいな大雨ですと、それこそ物凄い勢いで走るものですから、中々これで大丈夫だという確信が持てる対策が今のところ現状難しい状況にあります。ただ、この状況は決して良いものではないと思っておりますので、これに向けてもうちょっと対策を考えて参りたいと考えております、以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） ふとんかごの話をしましたけれども、今、現実に採石ですから流れちゃうんですね。ふとんかごというのは大きな割りぐりを入れて積みますから、そういう意味でいくと、そこから掘れていくということは先ず補修も簡単だというふうに思うのですけれども、その辺検討できるかどうか。現場に合わせて検討出来るか、是非もう一度その辺の答弁をください。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 議員おっしゃるように、ふとんかごである程度何メートルかおきに組手を止めて、その間に採石を入れると、そういう形で極力被害を少なくしようと、そういう考えだと思いますけれども、それも工法のひとつだと考えております。もうちょっと適切なことができるかどうかもう一度検討しまして、ふとんかごも含めまして検討して参りたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 11番鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 風車の復旧工事に関してお尋ねしたいのですけれども、1,050万円、1,000万円に消費税と先ずここにもって切れの良い数字で契約だったと思いますけれども、この内訳をお教えていただければと思います。

それと、いわゆる今絶縁不良で使えない発電機というのは下ろす訳ですよ。その発電機の処理というのは、どうなっていくのか。それが下取りというか、そういう形で相殺されて工事費含めて1,050万円、復旧するということで理解をして良いのか。その辺の中身についてお知らせいただきたいと思います。

それとこの風車ですね。耐用年数は何年まであるのか。それ以後の耐用年数が切れた以降の方向性として、今後どのようにこの風車を考えているのか。その辺のことの将来的な展望について考え方がもしあれば、この際伺っておきたいなと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） ただいまの質問ですが、1,050万円の内訳は向こうから提示されたのが、技術設置費で1,070万円。発電機で555万円それと工具や特殊工具で55万円でしたが値引きが入りまして、全部で向こうから出てきたのが1,000万円それに消費税。うちの方と協議を何回かしまして、三菱側もサービスするという事で、このような金額で実際は1,680万円、それが値引きをしていただきまして1,000万円という事で、内訳はそうになっております。

それと耐用年数の件ですけれども、耐用年数は17年です。今13年目ですね。それと今後ですけれども、稼働させるというのが優先なので、17年で終わるのか、20年まで持つのかというのは想像つかないのですけれども、できる限り稼働させたいと思っております。

あと発電機の件ですけれども、下ろして今回の場合は、そのままこちらの方に置いてもらって、それを今後、町としてどういうふうな部品を中古で雑品で売るのか、その辺はこれから検討したいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 大体分かりました。向こうから提示された金額が1,680万円だったけれども、1,000万円に値引きしてもらって、工事費含めてそれでやっていただくということですね。耐用年数の関係ですけれども、多分17年だったというふうに私も理解していたのですけれども、そうなりますと何年になりますか。耐用年数が切れるのは、それ以降ですね、先ほどの議論にもありましたけれども、かなりこれまで

も維持費並びに修繕費、備品の交換とゆうゆの風車についてはかかってきているなという印象を持っております。そんな中で、今回の売電金額が上がったということで、これは電気が食うにしても、そういうことでかなり良かったかなと理解をしているのですが、かなり今回の事故も含めまして、今後厳しい状況になってくるかなというふうには予測されますので、その辺の方向性についてもやっぱりその場対応ではなく、今のうちからそういった方向性についても議論をしていく必要があるのかなと思いますので、その辺の考え方があれば伺って質問を終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） ただいまの質問ですけど、耐用年数17年ということで、今13年目ですね。それと今後ですけれども、当然年数が経ってきていますので、業者も定期的にもう少し点検を増やして、今までは年次点検と半年点検、この年2回しか点検していなかったのが、ちょっと点検の回数2カ月に1回とか3カ月に1回とか、そういう感じでやっていきたいなと、これで少しでも稼働する期間を伸ばしていきたいなと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町長、今のご質問に対して、これは将来に対する展望ということで、自然エネルギーに対する、いわゆる町としての政策的な判断が当然なされなければならないというふうに議長は考えますので、その辺に対する町長のこれからの、この自然エネルギー、この風車にかかわって考え方があろうかと思っておりますので、答弁願います。町長。

○町長（松本博君） 若干この件に関しましては、この半年間凄く悩んでここにまで結論を持ってきたのですけれども、まず、昨年この風車に落雷が落ちる前に、12月に先程報告7号でも出されていましたが、FIT制度で再生エネルギーの関係で浜中町のこっこの風力発電所も、しっかり該当になるということで申請をさせていただきました。それは12月1日にやって結論が出たのが3月の28日です。3月28日に出た結論というのは、今まで12円29銭だったのがキロ23円10銭になるという事で、10円81銭一気に上がるというひとつの答えです。

そしてその中で落雷が落ちて、私としては1日も早く動けば、今までかかったお金も含めて少しも回収できるというふうに思っていたところ、やっと工事までたどり着いて出来るかと思ったら、また動かなくなった最悪な状態を迎えました。そして、今回1,000万円の工事を追加議案提案させていただきましたけれども、本当にこれも9

月9日に最終的な幹部と協議して、この道を選んでそして追加議案の提案をするということ、こういう形に今日になったのですけれども、これからどうなるんだといいますと、要は出来る限り早く中古のやつも付けますけれども、11月から発電されて23.1円これでトータルにしますと売る電気料、それからゆうゆで使う電気料を含めるとすれば870万円、今年度で処理されるということで、この方法で進めるということで進んでいます。今言われました将来的にはどうなんだということでありましてけれども、先ほどの単価アップされる10円81銭を補償される期間は7年間、これから保証させる。その後はどうなんだといったら、これからまた、その時点での協議なり、国のエネルギーの考え方で変わってくると、今後そうなると思います。

それともうひとつ、あの風車をどうするかという時になると、解体するというのも考えますと約3,000万円かかります。これはあくまでも希望ですけれども、将来そのくらい発電が利益を出して、少しでも貯金をしておけば3,000万円が可能なかなと、これは目標と言ったらおかしいですけれども、そういうことも含めて、今後やって行かなきゃいけないと思っております。

ですから、あと7年間で電気料も上がってきますし、これから少しでも故障がないことを願って、これから進めていきたいと思っておりますけれども、基本的には再生エネルギーを含めるとすれば、風力しっかり動いているとすれば最高に良いものでありますので、このことはしっかりこれからも風力として、風車として進めていきたいという風力発電を含めてしっかり浜中町では進めていきたいと思っております。ただ将来的には不安は少し持っていることは事実です。それを少しでも解消するために、色んな方策を含めて、点検も含めてですけども進めていきたいと思っております。今答えられるとすれば、出来たら将来のことも含めて、少し財を残してこの風車、対応年数はありますけれども、長く使えば使う程得だということになっていきますので、そういうことで進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 町道維持管理に関する経費について質問したいと思います。

それは町民から今回またこういう予算が付いて、この前直したばかりで、今度またかということで、この次これはあり得ないということでもないと思います。地域の生活道路であったり産業道路であったりしている訳で、今までも住民の人がたが町の土木課と協力しながら、その道路を補修してきているんですよね、2年に1回とか。その2年に

1回というのは冬の雪解け水、それから夏場ちょっと大雨が降ったという所で流れていく、それに対して住民はとっても苦勞して工夫して水の流れに沿って、道路に大型トラックのタイヤを割いたのを斜めに入れたりして、水が上から流れてきた時にそのタイヤを通じてトヨにきちんと流れていくような状況を作ったりして、色々工夫をしてうまくやっているなというのは見えてきたと思うのです。私が言いたいのは、あそこは広い干場、昆布干場に採石が深く入っています。それが雨が降っていると、干場の砂利が抜くような形で下に流れてくる訳ですね。今回や前回の水の流れで、あそこに住んでいる人達がどんなふうに水が流れてきたのかというのをよく見ていると思います。

ですから、この洪水に対してどういう措置をした方が良いかというのは、現地の人にとって考えているのではないかなと思うのですよね。そういう点で土木課の作業をする今後の対応については、現地の人がたの意見をよく聞いて、業者とも相談をしながら、重点的にやるべきではないのかなと考えるのですが如何ですか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今回8月末の雨、そしてまた今回の雨の関係ですけれども、今まで大雨と言われていた部分については、多分警報もだされて1時間当たり何ミリで、そして1日で相当降っている量で大雨というふうになってきたと思うのです。

ただ、今回補修してもらっている雨というのは、浜中町内でも局地的な雨になっているのが実態です。特に今日の雨を見ますと計測しているのは榊町ですから、榊町では朝の4時から9時までで、全部合わせても5.5ミリです。それと茶内第三のところ。これも3時から9時まで合わせても13.5ミリ、1番降ったところで7時からですけども7ミリなんですね。6時でこの1時間で3.5ミリです。この程度の雨なら被害はないのです。ただ局地的に降って、今この時間帯で探せるところというのは、ここしかないのですから、逆に霧多布の雨も含めて湯沸の雨、今回散布も降っていると思いますけれども、局地的に降っている状況であります。その被害状況写真を見せてもらっていますが、やっぱり今まで湯沸の人達が苦勞してやってきた道路の形跡がわかります。土管が入ってみたり、コンクリートの塊が入ってみたり色んな形で努力した結果がこういう状況になっています。

ですから今回、担当課長とも話しているのですけれども、道路整備というふうに今やっていますので、実際雨が降って流れてきた時には、道路ではなくて側溝なんですよ。道路ですけれども大きな側溝になっていると、そこから流れていって、どうしようもな

くなって全部出ていっている、色んなことを考えついても道路の考え方でいったら、ちょっと違うと思うのです考え方が。逆な言い方をすると、これは専門家ではないから分かりませんが、側溝だという考え方をすると、一辺に流してしまえという案も出てくるかも知れません。ただ今、地域の人たちも原課も含めて考えています。色んなことを考えて、今までやってきて中々上手く行っていないのが実態です。これからも、しっかり考えて地域の人たちの意見も聞きながら道路整備といたしますか、あの地域では結果的には、大きなU字側溝みたいな形になっていますけれども、そこを流れている状況ですから、これからも検討しながら進めていきたいと思っていますところであります。検討します。そしてまた勉強してやって行きたいと思えます。結論からいうと道路ではないような感じの中で、今進んでいるところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これをもって、平成25年第3回浜中町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

(閉会 午後 2時 33分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員